

## 大洗町公共交通事業者等支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、収益低迷等の厳しい経営環境にある町内の公共交通事業者等を支援し、安定的な公共交通等の運行継続を図るため、予算の範囲内において大洗町公共交通事業者等支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、大洗町補助金交付に関する規則(昭和52年大洗町規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鉄道事業者 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第2項に規定する第一種鉄道事業を営業者をいう。
- (2) 路線バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(高速バス路線に係るものを除く。)を営業者をいう。
- (3) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定を除く。)を営業者をいう。
- (4) 運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「代用法」という。)第2条第2項に規定する自動車運転代行業者をいう。

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に事業所を有する鉄道事業者であって、別表第1の1の項に掲げるもの
- (2) 町内に運行区域を有する路線バス事業者であって、別表第2の1の項に掲げるもの
- (3) 町内に事業所及び営業区域を有するタクシー事業者であって、別表第3の1の項に掲げるもの
- (4) 町内に事業所を有する運転代行業者であって、別表第4の1の項に掲げるもの

### (不交付要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しない。

- (1) 自己又は自己の役員等が、次のいずれかに該当する者

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨に照らして適当でないと町長が判断する者

(2) 未納となっている町税がある者。ただし、町税に関して町から徴収猶予を受けている者又は町と納付誓約を締結している者を除く。

(支援金の交付額)

第5条 支援金の交付額は、鉄道事業者にあつては別表第1の2の項、路線バス事業者にあつては別表第2の2の項、タクシー事業者にあつては別表第3の2の項、運転代行業者にあつては別表第4の2の項に定める額とする。

(支援金の交付申請)

第6条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、令和3年12月20日までに、大洗町公共交通事業者等支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)により、町長に申請するものとする。

2 交付対象者は、前項の申請にあつては、鉄道事業者にあつては別表第1の3の項、路線バス事業者にあつては別表第2の3の項、タクシー事業者にあつては別表第3の3の項、運転代行業者にあつては別表第4の3に掲げる書類を添付するものとする。

(宣誓・同意事項)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、町長は、当該宣誓又は同意をしない者には、支援金を支給しない。

(1) 第3条に規定する交付対象者であること。

(2) 第4条に規定する不交付要件に該当しないこと。

(3) 第9条第1項の規定に基づき、町長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。

(4) 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、第9条第2項の規定に従い、支援金の返還を行うこと。

(5) 町税の未納の有無について、町長が確認すること。

(支援金の支給決定)

第8条 町長は、第6条第1項の規定による支援金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、大洗町公共交通事業者等支援金交付決定通知書(様式第3号)により、交付対象者に通知するものとする。

(虚偽や不正への対応)

第9条 町長は、申請者が第3条に規定する交付対象者に該当しないと疑われる場合、第4条に規定する不交付要件に該当すると疑われる場合又は虚偽や不正な手段による申請が疑われる場合は、関係書類の提出指示、事情聴取又は立ち入り検査を行うことができる。なお、既に支援金を交付した場合も同様とする。

2 町長は、前項の調査の結果、申請者が第3条に規定する交付対象者に該当しないこと、第4条に規定する不交付要件に該当すること又は虚偽や不正な手段により申請したことが支援金の交付決定後に判明したときは、既に行った交付決定を取り消し、既に交付した支援金については、申請者に返還期日を定めて、返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月18日から施行する。

別表第1(第3条, 第5条, 第6条関係)

鉄道事業者

1 交付対象者	令和3年3月から同年9月までの各月の運賃収入額が、前年又は前々年同月の運賃収入と比較して7割以下となる月がある鉄道事業者
2 交付額	1,000,000円
3 申請書の添付書類	(1) 運賃収入額が前年又は前々年同月比7割以下となることが確認できる書類 (2) 宣誓書兼同意書(様式第2号) (3) その他町長が必要と認める書類

別表第2(第3条, 第5条, 第6条関係)

路線バス事業者

1 交付対象者	令和3年3月から同年9月までの各月の運賃収入額が、前年又は前々年同月の運賃収入と比較して7割以下となる月がある路線バス事業者
2 交付額	300,000円
3 申請書の添付書類	(1) 運賃収入額が前年又は前々年同月比7割以下となることが確認できる書類 (2) 宣誓書兼同意書(様式第2号) (3) その他町長が必要と認める書類

別表第3(第3条, 第5条, 第6条関係)

タクシー事業者

1 交付対象者	次の要件をすべて満たすタクシー事業者 (1) 申請日時点において, 事業を継続していること。 (2) 令和3年3月から同年9月までの各月の運賃収入額が, 前年又は前々年同月の運賃収入と比較して7割以下となる月があるタクシー事業者
2 交付額	令和3年9月30日時点における当該事業所に配置する車両(一般乗用旅客自動車運送事業に用いる車両に限る。)数に5万円を乗じて得た額
3 申請書の添付書類	(1) 一般乗用旅客自動車運送業の許可書の写し(両面) (2) 事業所の所在地及び配置する車両数が確認できる書類 (3) 運賃収入額が前年又は前々年同月比7割以下となることが確認できる書類 (4) 宣誓書兼同意書(様式第2号) (5) その他町長が必要と認める書類

別表第4(第3条, 第5条, 第6条関係)

運転代行業者

1 交付対象者	次の要件をすべて満たす運転代行業者 (1) 申請日時点において, 事業を継続していること。 (2) 令和3年3月から同年9月までの各月の運賃収入額が, 前年又は前々年同月の運賃収入と比較して7割以下となる月がある運転代行業者
2 交付額	令和3年9月30日時点における当該事業所に配置する車両(代 行法第2条第1項に規定する自動車運転代行業に用いる車両に 限る。)数に3万円を乗じて得た額
3 申請書の添付書類	(1) 代行法に基づく認定を受けたことを証明する書類の写し (2) 事業所の所在地及び配置する車両数が確認できる書類 (3) 運賃収入額が前年又は前々年同月比7割以下となることが確認できる書類 (4) 宣誓書兼同意書(様式第2号) (5) その他町長が必要と認める書類